

第 3 章

富山市立地適正化計画

1. 計画の方針
 2. 居住誘導区域
 3. 都市機能誘導区域
 4. 誘導施設
-

第 3 章 富山市立地適正化計画

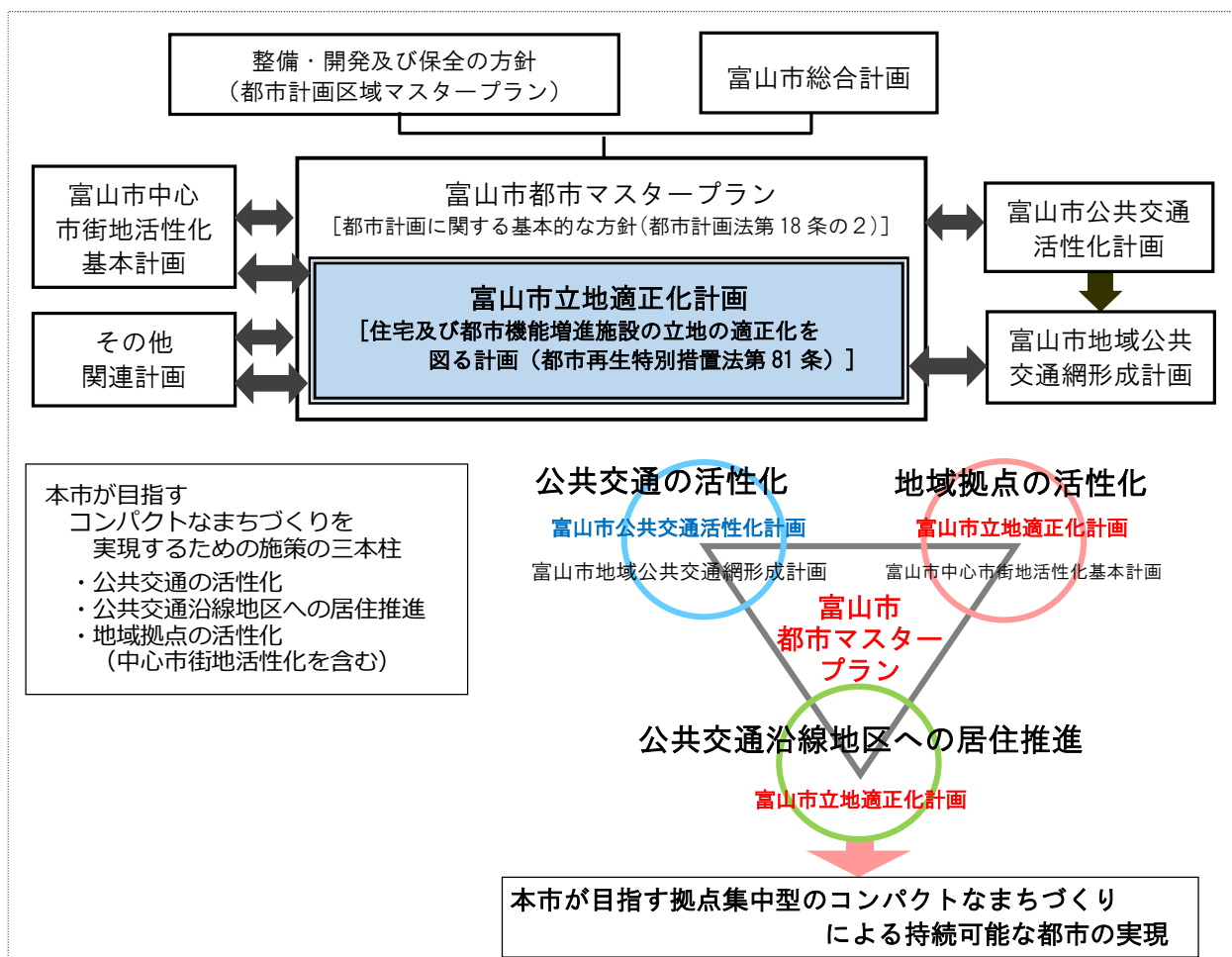
1. 計画の方針

(1) 計画の方針

本市では、富山市都市マスタープランにおいて、今後の人口減少と超高齢化に備え、『鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり』の実現を目指し、これまでまちづくりを進めてきました。また、これまでの取組により、一定の効果が得られ、市民の取組に対する理解も高いことから、本計画においてもその方針を継承することとします。

(2) 計画の位置付け

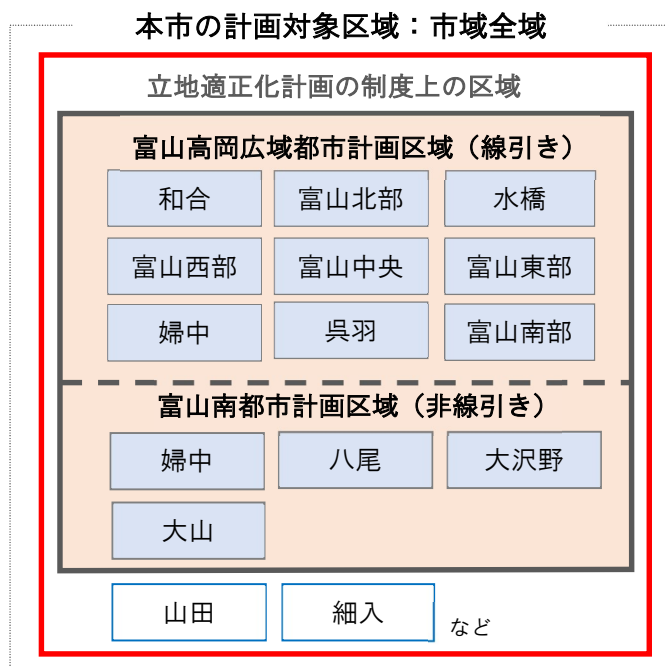
「富山市立地適正化計画」（以下、本計画とする）は、長期的なまちづくりの方針を示す「富山市都市マスタープラン」の一部に位置付けられます。また、本市では、これまで「富山市都市マスタープラン」と将来の公共交通のあり方を示す「富山市公共交通活性化計画」が連携して、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりに取組んできたことから、本計画においても「富山市公共交通活性化計画」を上位計画として策定した「富山市地域公共交通網形成計画（2021（R3）.3追加・修正）」と連携し、コンパクトなまちづくりの実現を目指します。



本市の施策展開と各種計画との関係

(3) 計画の区域

都市再生特別措置法に基づく、立地適正化計画の制度では、立地適正化計画の区域は、都市計画区域内となっています。本市では、都市マスタープランにおいて都市全体を見渡す観点から、都市計画区域だけではなく、都市計画区域外となる山田地域や細入地域の地域生活圏も含めた市全域を区域としています。そこで、本計画においても市全域を区域とします。



本計画の対象区域

(4) 計画の期間及び数値目標

本計画の期間は、本市のまちづくりの基本方針を示した、富山市都市マスタープラン（2008年（H20）～2025年（R7））の目標年次である2025年（R7）までとし、将来の数値目標については、公共交通が便利な地域^{※3}に住む市民の割合を、2025年（R7）に42%と設定します。

	基準 2005年（H17）	実績 2022年（R4）	目標 2025年（R7）
公共交通が便利な地域 に住む市民の割合	28% (117,560人)	39.9% (163,871人)	42% (167,600人)

富山市立地適正化計画の数値目標

※3：公共交通が便利な地域は、「都心地区」及び「公共交通沿線居住推進地区」のうち、公共交通の利便性が高い地域

(5) 評価及びフォローアップの方針

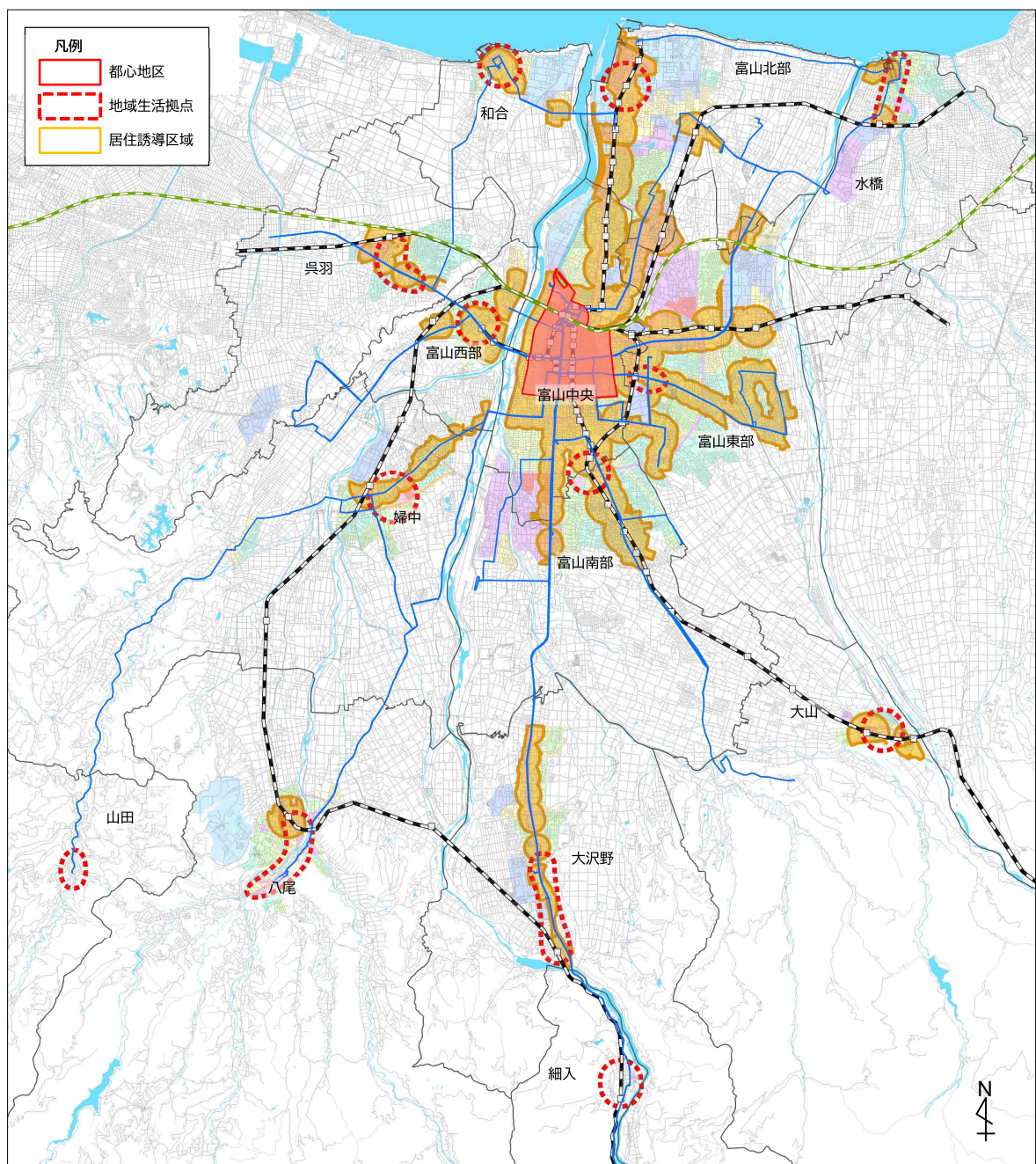
立地適正化計画の制度では、計画を作成した場合、概ね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性を精査、検討することが望ましいとされています。

本市においては、住民基本台帳による人口動態やGIS（地理情報システム）などを用いた都市機能の立地状況や効果等の確認を行いながら、適時PDCAサイクルによるフォローアップを実施します。また、部局横断的に連携を図りながら、必要な誘導施設や施策を位置付けるなど、概ね5年ごとに更新を図っていくものとします。

(2) 居住誘導区域

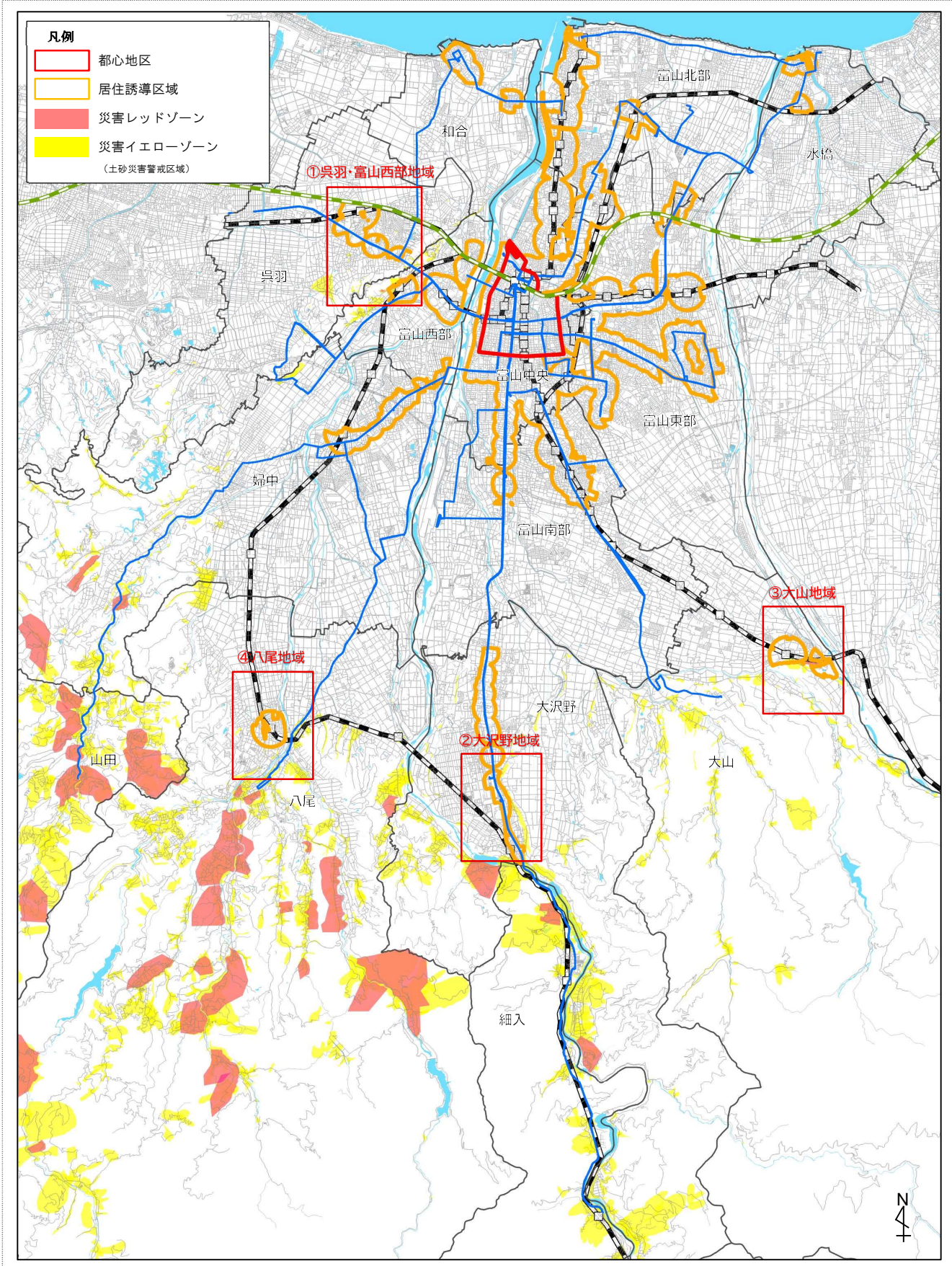
本市では、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

居住誘導区域	富山市総合計画で位置付けられた都心地区（約 436ha）
	公共交通軸：全ての鉄軌道 運行頻度の高いバス路線区間
	公共交通軸で用途地域の設定されている区間の徒歩圏（約 3,483ha） 徒歩圏：鉄道駅から概ね 500m、バス停から概ね 300m ※工業地域及び工業専用地域を除く ※災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域）及び災害イエローゾーンの一部（土砂災害特別警戒区域）を除く ※用途地域が指定されている地区における開発行為や区画整理事業により新たに開発された住宅団地が、一定の割合で徒歩圏に含まれる場合は、開発地区全体を居住誘導区域として設定



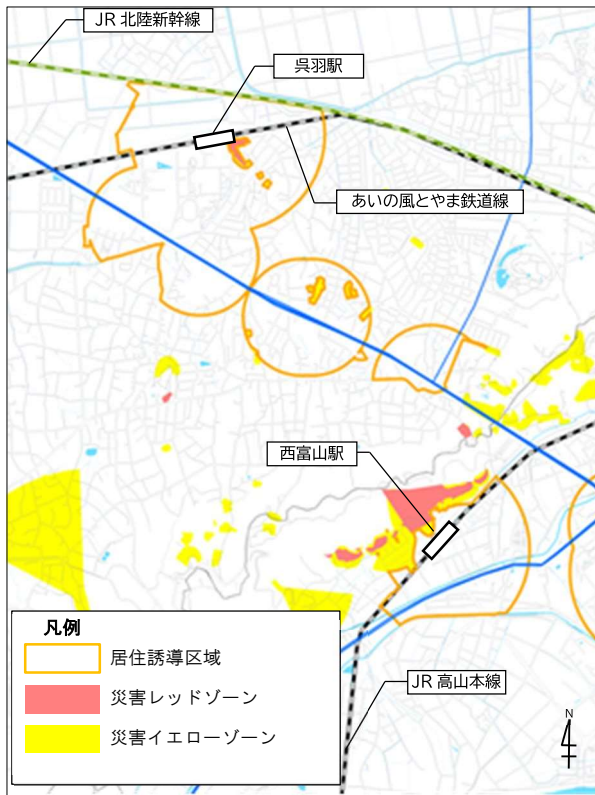
【参考】居住誘導区域に含めない区域(災害ハザードエリア関連)

<全体図>

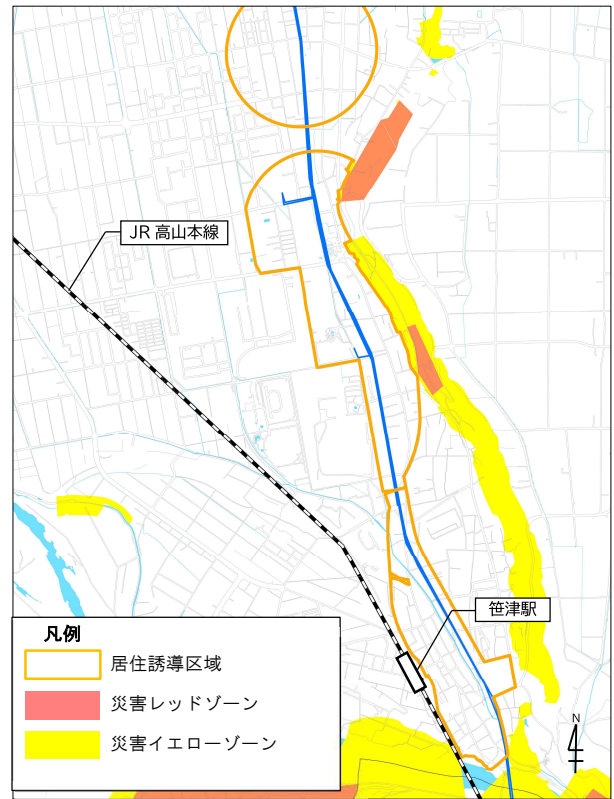


<詳細図（地域別）>

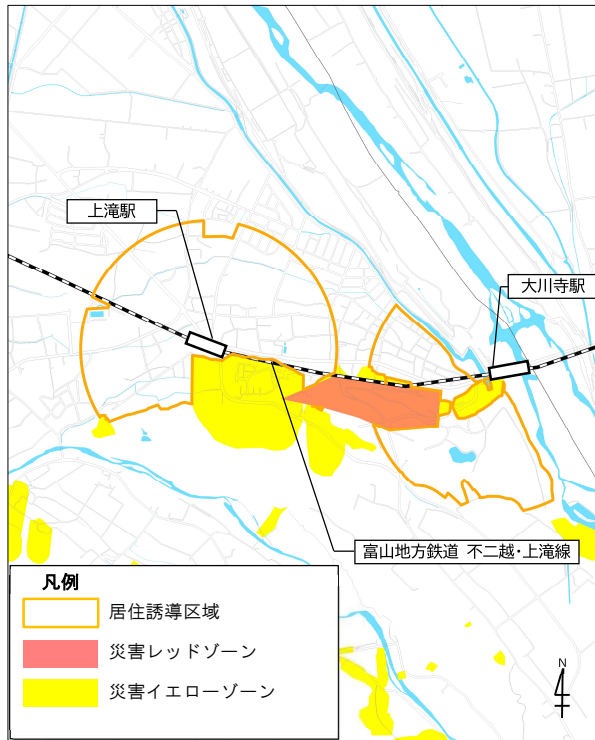
(①呉羽・富山西部地域)



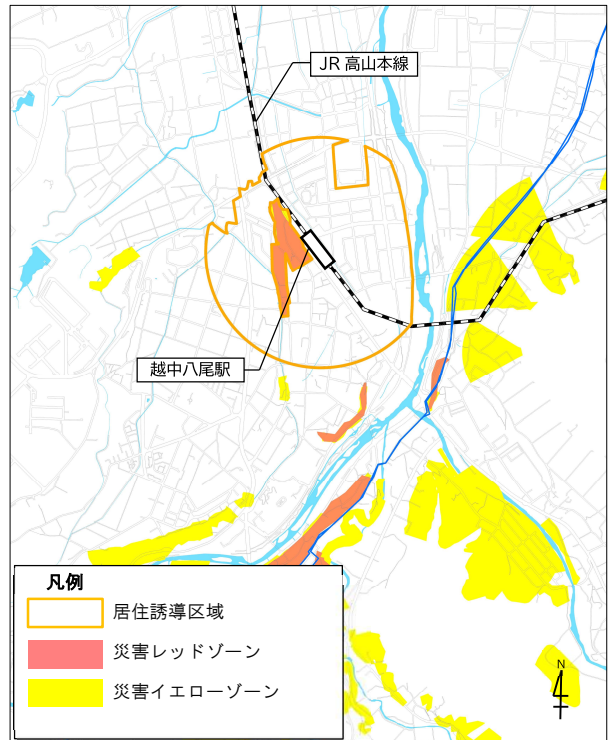
(②大沢野地域)



(③大山地域)



(④八尾地域)



3. 都市機能誘導区域

(1) 設定方針

本市の都市マスタープランでは、「都心地区」と「公共交通沿線居住推進地区」において、居住を誘導するとともに日常生活に必要な諸機能の集積を図ることとしており、本計画では、それらの地区を基本に居住誘導区域を設定していることから、都市機能誘導区域は、居住誘導区域と同じ範囲で設定します。

「都市機能誘導区域」は、居住や日常生活に必要な都市機能を確保・維持し、公共交通などでアクセスすることで、区域外に住まれる方にとっても、様々な都市機能を楽しむことができる区域を目指すこととします。

都市機能誘導区域には、誘導する都市施設を明確に設定する必要があり、必要な都市機能は、それぞれ地域の特色や実情によって異なることから、都市マスタープランで定めた「各地域における将来像」との整合を図り、都市機能誘導区域を設定します。

また、本市の都市マスタープランでは、市域全体を見渡す観点から、都市計画区域外の地域（山田、細入地域）を含めた各地域生活圏において日常生活に必要な機能が提供されるよう「地域生活拠点」を配置し、都市機能の集約を図ることとしていることから、都市機能誘導区域の設定ができない地域生活拠点についても都市機能の集約や誘導の対象区域とします。

1) 各地域における将来像の整理

本市の都市マスタープランでは、「都心地区」、「地域生活拠点」、「居住を推進する地区（駅やバス停などの徒歩圏）」を位置付け、それぞれ、必要な都市機能の誘導を図ることとしていることから、本計画では、「都心地区」、「地域生活拠点」、「駅やバス停などの徒歩圏」の3つに分類し、各地域における望ましい将来像を以下のとおり設定します。

地 域	望ましい将来像
都心地区	<ul style="list-style-type: none">・ 商業、業務、芸術文化、娯楽、交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、活力を創出する本市の「顔」にふさわしい<u>広域的な都市機能が充実している。</u>・ 居住者のための<u>日常生活に必要な都市機能も充実している。</u>・ 商業・業務機能が集積し、<u>就業の場が充実している。</u>
地域生活拠点	<ul style="list-style-type: none">・ 地域生活拠点の圏域住民の最寄り品の購入や医療、金融サービスなど<u>日常生活に必要な都市機能が充実している。</u>
都市計画区域外の地域生活拠点	<ul style="list-style-type: none">・ 地域生活拠点の圏域住民の最寄り品の購入や医療、金融サービスなど<u>日常生活に必要な機能が生活交通や各種サービスの維持確保によって享受できる。</u>
駅やバス停などの徒歩圏	<ul style="list-style-type: none">・ 鉄道駅やバス停を中心とした徒歩圏において、最寄り品の購入など<u>日常生活に必要な都市機能が概ね立地している。</u>

各地域における望ましい将来像

2) 用途地域との整合

用途地域は、無計画、無秩序な都市の発展を防止して、都市環境や都市機能の整備向上を期するために指定するもので、その性格に併せて、建物（建築物）用途及び規模を制限しています。

都市機能誘導区域内においても、各地域の用途地域に従って都市機能の立地が行われますが、第一種低層住居専用地域などでは、「最寄り品の購入など日常生活に必要な都市機能」が不足する地域も見られることから、地域の環境に配慮しながら、柔軟に用途地域の変更などについて検討を行うこととします。

都心地区

● 都心地区のイメージ

- ・ 商業、業務、芸術文化、娯楽、交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、活力を創出する本市の「顔」にふさわしい**広域的な都市機能**が充実している。
- ・ 居住者のための**日常生活に必要な都市機能**も充実している。
- ・ 商業・業務機能が集積し、**就業の場**が充実している。

駅やバス停などの徒歩圏

● 駅やバス停の徒歩圏のイメージ

- ・ 鉄道駅やバス停を中心とした徒歩圏において、**最寄り品の購入など日常生活に必要な都市機能**が概ね立地している。

地域生活拠点

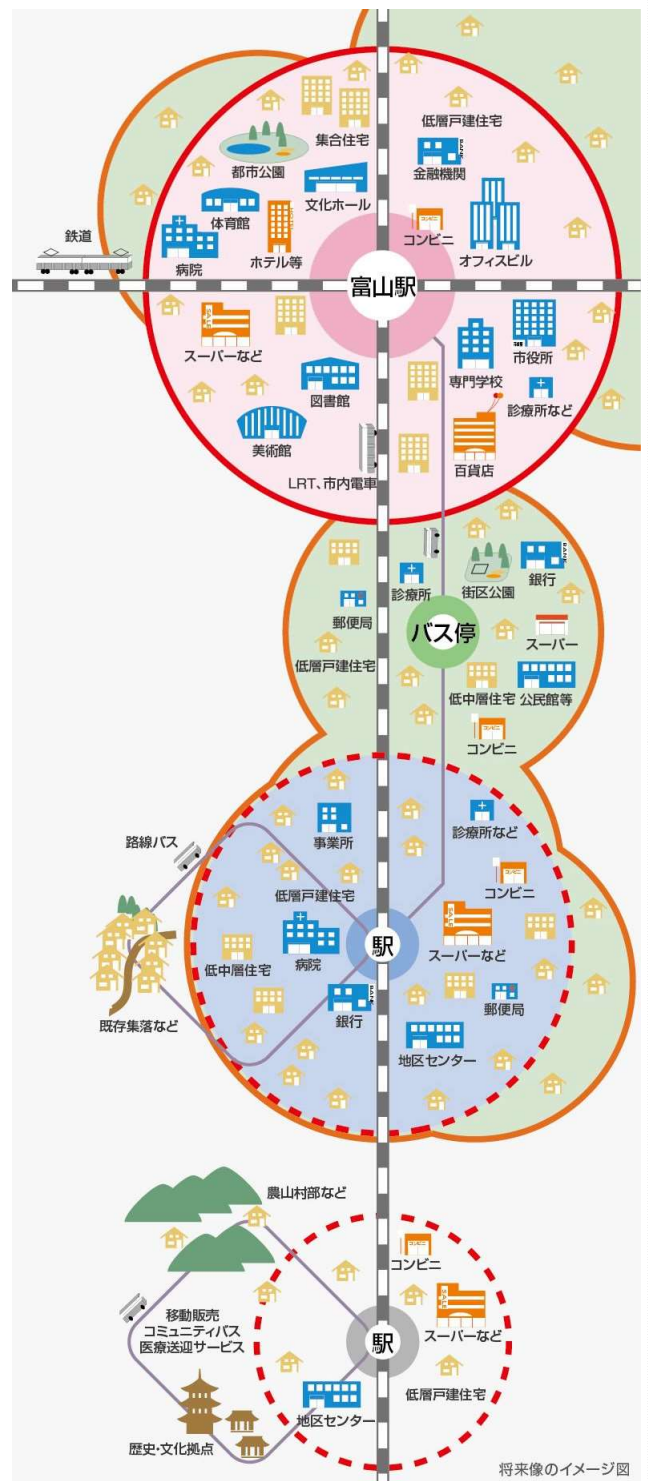
● 地域生活拠点のイメージ

- ・ 地域生活拠点の圏域住民の最寄り品の購入や医療、金融サービスなど**日常生活に必要な都市機能**が充実している。

地域生活拠点(都市計画区域外)

● 地域生活拠点(都市計画区域外)のイメージ

- ・ 地域生活拠点の圏域住民の最寄り品の購入や医療、金融サービスなど**日常生活に必要な機能**が生活交通や各種サービスの維持確保によって享受できる。



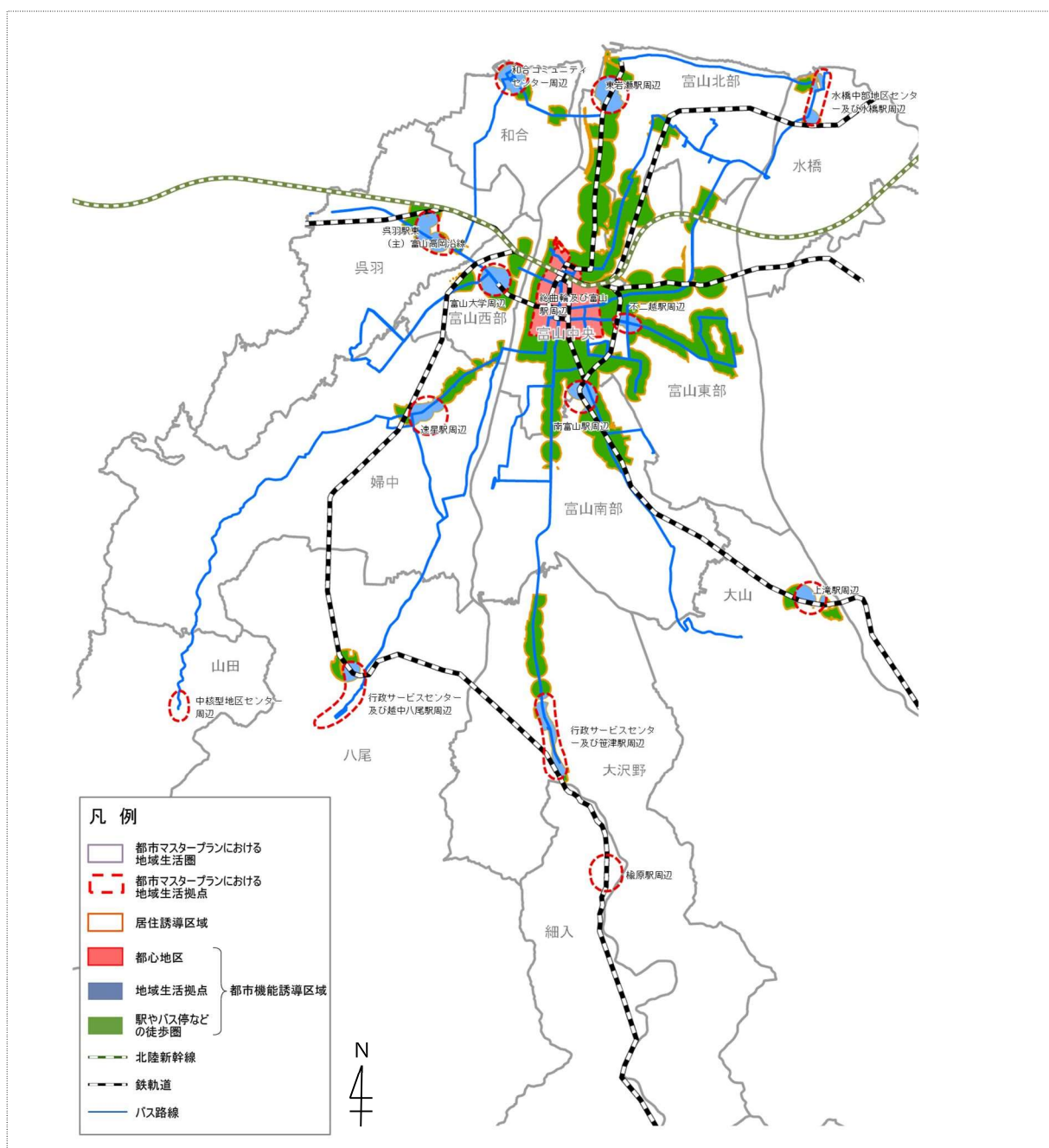
本市が目指す立地適正化計画の望ましい将来像イメージ

(2) 都市機能誘導区域

本市では、以下のとおり都市機能誘導区域を設定します。

都市機能誘導区域	都心地区：富山市総合計画で位置付けられた都心地区（約 436ha）
	地域生活拠点：富山市都市マスタープランで地域生活拠点に位置付けられた居住誘導区域（約 557ha）
	駅やバス停などの徒歩圏：都心地区、地域生活拠点以外の居住誘導区域（約 2, 926ha）

※都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 3 号で規定する「都市機能誘導区域」は都心地区のみを指し、地域生活拠点と駅やバス停などの徒歩圏は、市独自の都市機能誘導区域とする。なお、都市計画区域外の地域生活拠点は、日常生活に必要な機能が生活交通や各種サービスの維持確保によって享受できる区域とする。



都市機能誘導区域

4. 誘導施設

(1) 設定方針

1) 誘導施設の抽出

本市では、郊外を含めた広域的な地域全体の居住者の生活利便性を維持するために、地域や都市機能の特性にあった誘導施設を選定し、維持・誘導を図る必要があると考えることから、「国が想定する誘導施設」と本市の目指す「各地域における望ましい将来像」から、誘導施設の対象となる都市機能及び施設を抽出します。

2) 誘導施設設定における地域単位

誘導施設は、地域の実情を細かく捉えて設定する必要があることから、富山市都市マスタープランで定めた14の地域生活圏ごとに都市機能の立地や代替えサービスの状況を分析します。

(2) 誘導施設(誘導すべき都市施設)の整理と分類

1) 都市施設の整理

国が想定する誘導施設は、「立地適正化計画の手引き(国土交通省)」に示されており、本市が都心地区で充実を目指す就業環境に係るオフィス等が想定外となっていることから、これを除き、本計画内で対象となる都市施設の機能は、①医療機能、②社会福祉機能、③子育て支援機能、④教育文化機能、⑤金融機能、⑥商業機能、⑦公共機能とします。

【国土交通省 立地適正化計画作成の手引き】

誘導施設は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設と規定されており、具体的には、以下の施設が想定されます。また、都市機能立地支援事業等の交付対象となる誘導施設に限定されるものではなく、幅広く定めることが可能です。

ただし、専ら都市居住者以外の者の宿泊に特化した宿泊施設や、都市居住者の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス(例えば、都市の居住者に商品やサービスを提供する機能を有しない事務所)等の施設は、誘導施設として想定していません。

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所等の行政施設

2) 広域的な都市機能と日常生活に必要な都市機能の分類(利用頻度、利用人口など)

本市では、「都心地区」、「地域生活拠点」、「駅やバス停などの徒歩圏」の望ましい将来像を、「広域的な都市機能」と「日常生活に必要な都市機能」に分けて設定していることから、都市機能を、利用人口や利用頻度によって、「広域的な都市機能」と「日常生活に必要な都市機能」の2つに分類します。

◎広域的な都市機能

商業、教育、文化、交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、活力を創出する都市機能を本市の上位計画、関連計画から想定し、以下のとおり設定します。

都市機能名	都市施設名	備考
教育文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・専修学校 ・図書館 ・美術館 ・博物館など 	
商業機能	・百貨店	・食料品や日用品、衣料品、住居関連などを総合的に品揃えする大型小売店
	・総合スーパー	・食料品や日用品、衣料品、住居関連などを総合的に品揃えする大型小売店（セルフ方式）
公共機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・県庁など 	
医療機能	・総合病院	・病床数100床以上で主要な診療科を有する病院

◎日常生活に必要な都市機能

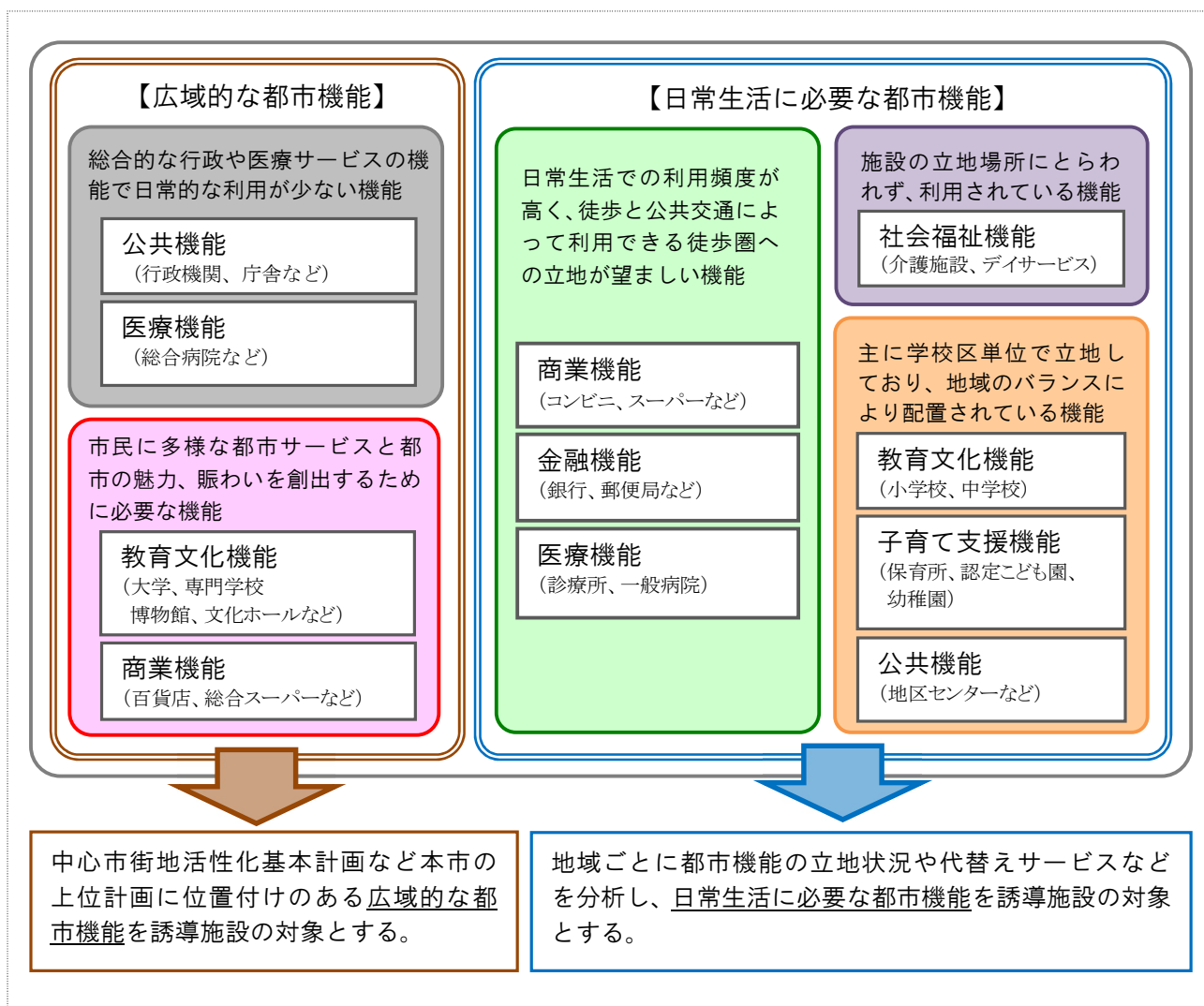
最寄り品の購入や医療など商業・サービスを市民が身近に享受できる都市機能を、日常の利用頻度から、以下のとおり設定します。

都市機能名	都市施設名	備考
商業機能	・コンビニエンスストア	・食品や日用雑貨など多数の種を扱う小規模店舗
	・スーパー	・生鮮食料を取り扱う商業施設（共同店舗、複合施設含む）など
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行 ・郵便局 ・JA（農協） 	・窓口があり入出金が可能な金融機関
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ・内科 ・外科 ・整形外科 ・小児科 ・歯科 	・内科、外科、整形外科、小児科、歯科を診療科目とする病院、診療所
教育文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 ・中学校 	・市立の小・中学校
子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・幼稚園 	・市立・私立の保育所（園）・認定こども園・幼稚園
公共機能	・地区センター	・届出受付や窓口業務、施設管理を取り扱う公共施設
社会福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリ ・障害者支援など 	・通所等を主目的とする介護施設

3) 施設特性による都市機能の分類(地域バランス、利用交通手段など)

本計画では、施設特性を踏まえた「広域的な都市機能」及び「日常生活に必要な都市機能」の分類は、以下のように整理します。

- ・ 広域的な都市機能には
 - a) 総合的な行政や医療サービスの機能で日常的な利用が少ない機能
 - b) 市民に多様な都市サービスと都市の魅力、活力を創出するために必要な機能が挙げられます。
- ・ 日常生活に必要な都市機能には
 - a) 日常生活での利用頻度が高く、徒歩と公共交通によって利用できる徒歩圏への立地が望ましい機能
 - b) 施設の立地場所にとらわれず、利用されている機能
 - c) 主に学校区単位で立地しており、地域のバランスにより配置されている機能が挙げられます。
- ・ これらの特性を踏まえ、誘導を行うエリアと機能の位置付けを検討します。



(3) 誘導施設の分析

1) 分析方法

本市では、市域を複数の「地域生活圏」に分割し、地域住民の日常生活に必要な機能が備わっている拠点を「地域生活拠点」と位置付けていることから、地域生活圏別に、日常生活に必要な都市機能の立地状況を確認し、機能が立地していない場合は、周辺での補完機能（1 km圏内）^{※10}や代替サービス（移動販売、送迎等）を確認し、地域の状況を把握します。

■地域生活拠点内では、日常生活での利用頻度が高く、地域の拠点となる徒歩圏への立地が望ましい「スーパー」、「銀行や郵便局」、「地域の医療の窓口となる内科」の立地状況を確認します。

■駅やバス停などの徒歩圏内では、地域生活圏ごとに、いずれかの団子内への立地が望ましい「医療（外科、整形外科、小児科、歯科）」の立地状況を確認します。

■また、郊外や都市機能誘導区域外の都市機能の状況を確認するため、小学校区（65 校区）^{※11}での立地状況も併せて確認します。

※10：補完機能（1 km圏）は、都市マスタープランにおける地域生活拠点の駅等から1 km圏内に立地している施設とし、立地がある場合は、充足しているものとします。

※11：小学校区は立地適正化計画策定時（H29.3）の区分とします。

（参考）国では、地方への支援事業（都市再生整備計画事業）の対象範囲を駅から1 km圏までと設定しています。

【地域生活圏内における都市機能の立地状況の確認方法】^{※12}

都市機能	都市機能の立地状況の確認基準
商業機能	・地域生活拠点内に、 <u>スーパー</u> が立地、又は、補完機能、誘導施設 ^{※13} が立地していれば充足しているものとする。
医療機能	・地域生活拠点内に、 <u>内科</u> が立地、又は、補完機能が立地していれば充足しているものとする。 ・駅やバス停などの徒歩圏内に、 <u>外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>歯科</u> が立地していれば充足しているものとする。 ・また、補完機能が立地している場合、又は、代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。
金融機能	・地域生活拠点内に、 <u>銀行</u> 、 <u>郵便局</u> 、 <u>JA（農協）</u> のいずれかが立地していれば充足しているものとする。
社会福祉機能	・車での送迎が主であるため、地域生活圏内に、 <u>通所型介護施設</u> が立地していれば充足しているものとする。 ・また、近隣の地域生活圏から代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。

※12：教育文化機能（小学校）、公共機能（地区センター）、子育て支援機能（保育所、認定こども園、幼稚園）は、各小学校区において概ね充足しているため、対象外とする。

※13：誘導施設は、富山市都市機能立地促進事業補助金により立地した又は立地予定の商業機能とする。

2) 地域生活圏別による都市機能の立地及びサービスの提供状況

① 日常生活に必要な都市機能が充足している地域生活拠点

都心地区を含む11の地域生活拠点では、日常生活に必要な都市機能は充足しています。

② 日常生活に必要な都市機能が充足していない地域生活拠点

地域生活拠点内では、日常生活での利用頻度が高く、地域の拠点となる徒歩圏への立地が望ましい「スーパー」、「銀行や郵便局」、「地域医療の窓口となる内科」の立地状況を確認したところ、以下の地域で不足が見られるが、近隣では同様の都市機能が存在し、一部の地域では医療機関による送迎サービスや食料品などの移動販売が行われています。

地区	都市機能	誘導施設	(参考) 都市マスにおける 地域生活拠点からの距離
大山地域	医療機能	内科	上滝駅から道のり約1.6 km
山田地域	医療機能	内科	山田中核型地区センターから道のり約8.3 km
細入地域	商業機能	スーパー	楡原駅から道のり約6.6 km
	医療機能	内科	楡原駅から道のり約4.2 km

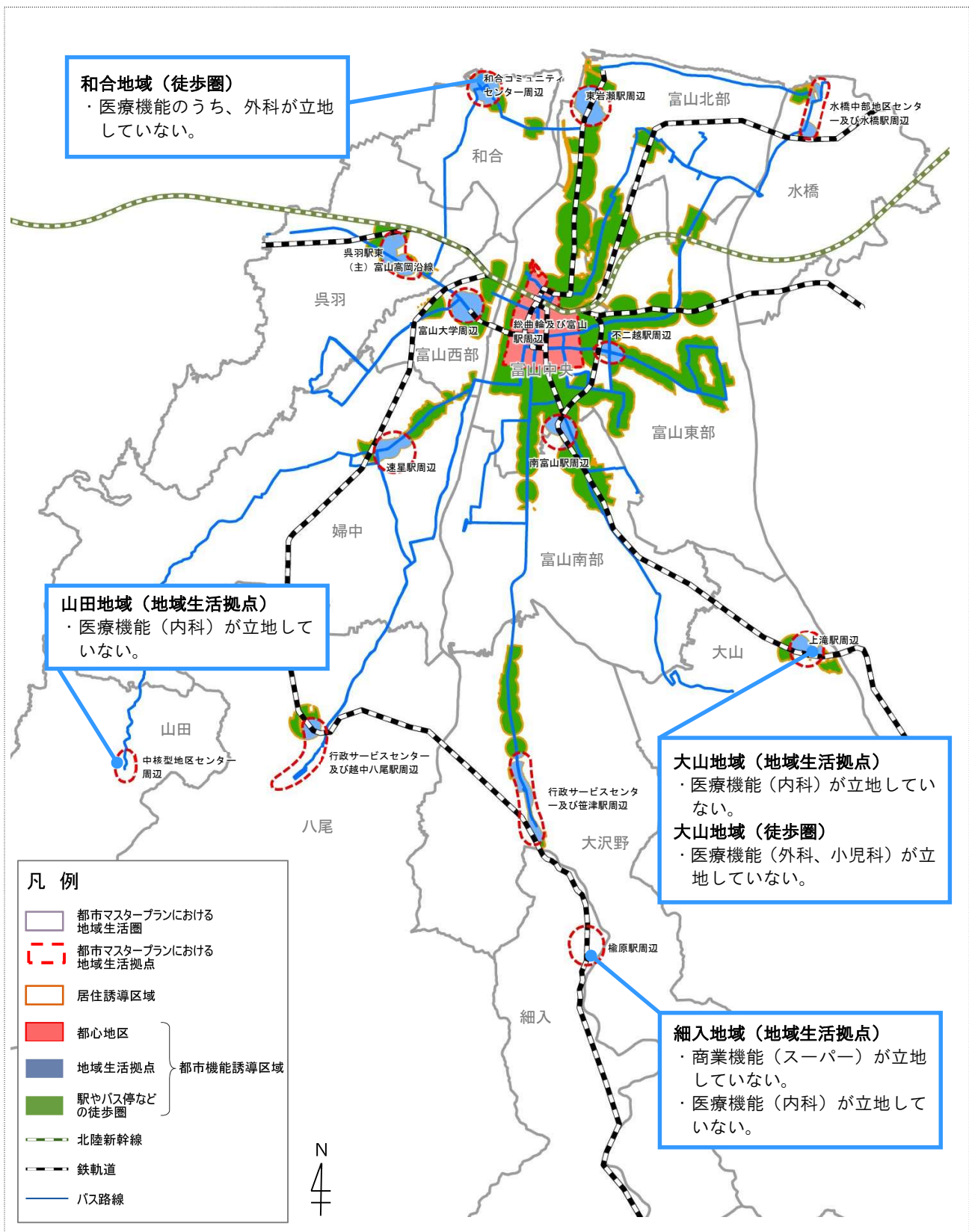
③ 日常生活に必要な都市機能が充足していない駅やバス停などの徒歩圏

駅やバス停などの徒歩圏内では、地域生活圏ごとに、いずれかの団子内への立地が望ましい「医療（外科、整形外科、小児科、歯科）」の立地状況を確認したところ、以下の地域で不足が見られるが、近隣には同様の都市機能が存在しています。

地区	都市機能	誘導施設	(参考) 都市マスにおける 地域生活拠点からの距離
和合地域	医療機能	外科	和合コミュニティセンターから道のり約4.1 km
大山地域	医療機能	外科	上滝駅から道のり約6.1 km
		小児科	上滝駅から道のり約3.9 km

地域生活圏	区分	地域生活拠点内に必要な機能			駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能					地域生活圏内に必要な機能 機能 社会福祉
		郵便 商業 機能	銀行 金融 機能	医療 機能 内科	医療機能					
					外科	外整形	科小児	歯科		
富山中央	地域生活拠点(都心地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山北部	地域生活拠点	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和合	地域生活拠点	補	○	○	×	×送	○	×送	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	×	×送	○	補	○	○
	地域生活圏	○	○	○	×	○	○	○	○	○
呉羽	地域生活拠点	○	○	○	補	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山西部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	×	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山南部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	補	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山東部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水橋	地域生活拠点	補	○	補	補	補	補	○	補	補
	駅やバス停などの徒歩圏	補	○	補	○	○	補	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大沢野	地域生活拠点	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大山	地域生活拠点	○	○	×送	×	×送	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	×送	×	×送	×	補	○	○
	地域生活圏	○	○	○	×	○	×	○	○	○
八尾	地域生活拠点	補	○	○	○	補	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	補	○	○	○	補	○	補	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
婦中	地域生活拠点	○	○	○	補	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山田	地域生活拠点	補	○	×送	×送	×送	×送	×送	×送	×送
	駅やバス停などの徒歩圏	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域生活圏	○	○	×送	×送	×送	×送	×送	×送	○
細入	地域生活拠点	×	○	×送	×送	×送	×送	×送	×送	送
	駅やバス停などの徒歩圏	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域生活圏	×店・移	○	×送	×送	×送	×送	×送	×送	送

(○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能
補：1km圏内に補完機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り)
(参考) 地域生活圏における都市機能の立地状況



(4) 誘導施設への位置付け

1) 都心地区の誘導施設(広域的な都市機能)

都心地区では、広域的な都市機能が充実している必要があることから、図書館・美術館（富山キラリ）、専門学校（桜町一丁目4番地区市街地再開発事業）、博物館（市立図書館旧本館跡地）、地域医療支援センター（総曲輪レガートスクエア）を誘導施設として設定します。

地区	都市機能	誘導施設※14	備考
都心地区	教育文化機能	・図書館 ・美術館 ・専門学校 ・博物館	立地適正化計画で定める(都市再生特別措置法第81条第3項に規定する)届出対象の誘導施設とする。
	医療機能	・地域医療支援センター	

※14：図書館は、図書館法第2条第1項に定めるもの
 美術館は、博物館法第2条第1項に定めるもの
 専門学校は、学校教育法第124条に定めるもの
 博物館は、博物館法第2条第1項又は第29条に定めるもの
 地域医療支援センターは、地方厚生(支)局長に認可された在宅療養支援病院及び診療所で医療介護連携相談機能を有するもの

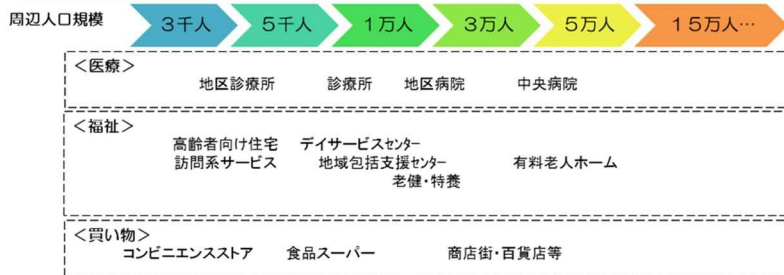
2) 日常生活に必要な都市機能

地域生活拠点では、日常生活に必要な都市機能が充実している必要があることから、商業機能が不足している細入地域では、利用圏域人口を踏まえ、スーパーマーケットやドラッグストア（生鮮食品を扱うものを含む）、コンビニエンスストアを誘導施設として設定します。

一部の地域で充足していない医療機能については、施設立地に向けた施策に加え、送迎サービスやICT技術の活用などの代替えサービスを検討するものとします。

地区	都市機能	誘導施設	備考
細入地域	商業機能	・スーパーマーケット ・ドラッグストア ・生鮮食品を扱うドラッグストア ・コンビニエンスストア	市独自の誘導施設とする。 (届出不要)

○ 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

商業施設の商圏と施設規模 出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圏や立地戦略は様々
 *コンビニエンスストア
 大都市住宅地⇒商圏：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客
 その他の地域⇒商圏：半径2～3キロメートル(幹線道路沿いに立地)、周辺人口：3,000人～4,000人、流動客
 *食品スーパー(2,000～3,000㎡規模) ⇒周辺人口1～3万人
 *ドラッグストア(1,000～1,500㎡規模) ⇒周辺人口1～3万人

国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会
 有限会社 リテイルワーク 代表 服部年明 氏 プレゼン資料より抜粋

※スーパー：周辺人口1～3万人 コンビニエンスストア：周辺人口3,000～4,000人

(参考) 商業施設の利用圏域人口 (出典：国土交通省 立地適正化計画 資料より)